

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう!
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所  
解放新聞和歌山支局

〒640-8314  
和歌山市神前 405-3  
TEL 073-473-2301  
FAX 073-473-2302

発行責任者  
藤本哲史

# 部落解放運動は止めない!!

第65回県連大会を10月11日、和歌山県勤労福祉会館・プラザホープでひらき、79人の代議員でひらいた。

今大会は、6月7日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月22日の起草委員会で開催時期の延期を決定した。しかし、運動を停滞させるわけにはいかないと、検温や消毒など感染防止に力を入れたうえで規模を縮小しての開催となった。

松本貞次・執行副委員長のあいさつではじまり、水平社宣言を山本昌代・女性対策部長が読み上げ、県連を代表して藤本哲史・執行



部落解放同盟和歌山県連合会  
第65回 定期大会

支部活動をしっかりとりくもうと訴えた

委員長からあいさつがあった。藤本委員長は「新型コロナウイルスにより、規模を縮小した開催となった。しかし、差別は脈々と生きつづき、さまざまな形で差別事件が発生しており運動を止めることはできない。狭山市民集会所も中止になったが、三者協議はおこなわれており、勝利のためにも支部で奮闘しなければならぬ。また、示現舎による悪質な差別書き込み、出身をさらすインターネット上の書き込みにかかわる裁判も係争中だ。示

現舎による裁判闘争も正念場になってくるので、みなさんのご協力をお願いしたい。私たちの運動は、差別を明らかにしながら差別をなくすとりくみが活動家の使命でもある。1969年「同和対策事業特別措置法」のもと33年間、対行政闘争をすすめてきた。一定の改善はすす

んだが、差別はなくならなかった。そういった意味で「部落差別解消推進法」という理念法が施行されたが差別は生きつづけている。そんな状況を解決していくと、りくみが今後の課題。和歌山県、湯浅町、広川町で条例が制定され、すべての市町村で条例制定の闘いをすすめていくことが必要。私たちは、行政との信頼関係をしっかりと築いていかなければならないということとをふまえたうえで支部活動をすすめてほしい」とあいさつした。

大会は、先般の拡大県委員会決定した磯崎美幸(新宮)、北川善文(岩橋)両議長を選出し、大会議事にうつつた。

選挙管理委員の選出をおこない、2019年度活動報告、2020年度運動方針(案)、2019年度決算報告、2020年度予算(案)をおこない、会計監査報告、大会運営委員会報告、選挙管理委員会報告のあと、役員信任投票があった。大会スローガン(案)、大会決議(案)の採決ののち、新役員報告。採決がなされ、閉会した。※新執行部は次号に掲載する。(全体討論等は2頁を参照)



## 瀧口秀光・顧問、逝去

戦後の解放運動を先導

県連の顧問であり、企業連理事長を務めた瀧口秀光(平井支部)が12月27日に逝去した。81歳だった。通夜式、告別式は家族や関係者で執りおこなわれた。瀧口県連顧問は、28歳で平井支部長を務め、企業連結成時も藤本要(平井支部)の正明(平井支部)らとともに奔走した。共産党から解放運動を奪還した第19回大会にも参加し、その後の運動に大きな影響を与えた。(詳細は次号で)

## 祝電

- 国会議員  
二階俊博・自由民主党幹事長、石田真敏・同院議員、岸本周平・同院議員、門博文・同院議員、浮島智子・同院議員、世耕弘成・参議院議員、鶴保庸介・参議院議員
- 行政  
仁坂吉伸・和歌山県知事、尾花正啓・和歌山市長、神出政巳・海南市長、平木哲朗・橋本市長、望月良男・有田市長、三浦源吾・御坊市長、真砂充敏・田辺市長、田岡実千年・新宮市長、中村慎司・紀の川市長、中芝正幸・岩出市長、寺本光嘉(2ページへ)

## 新年のあいさつ



執行委員長 藤本哲史

新たな年をむかえ、新年のごあいさつを申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発布されると同時に、感染者や濃厚接触者、医師や看護師、介護などに従事する人などへの忌避意識から、不当な差別が横行しました。県内でもコロナ関連差別が多発したことをふまえ、昨年12月24日に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が施行されました。私たちは「ウイルスは人を選ばず、差別は人を選ぶ」ということを念頭に、とりくみをすすめる必要があります。

また、昨年12月議会で「和歌山県部落差別解消推進条例」が改正されました。これは、モニタリング事業で確認された部落差別にかかわる書き込みを削除し、削除要請をしても削除されないという現状をふまえ、プロバイダの責務を規定することを目的に改正されました。ほかにも、湯浅町、広川町、橋本市でも条例が制定され、部落差別は許されないといい、気運が広がっています。私たちは県内すべての市町村で条例制定をめざし、とりくみをすすめる必要があります。

さらに、狭山差別事件は今年で58年目を迎えます。今年こそ、なんとしても再審開始を実現するため、共同闘争をはじめ広範な世論を巻き込んだ運動を展開し、一日も早い「無罪」を勝ち取らなければなりません。私たちは、全国水平社以来これまでの闘いを総括し、全同盟員が一丸となつて水平社の精神である「心から人生の熱と光を願求禮讃」するものとして、部落の完全解放をめざしてともにがんばりましょう。